

議長	局長等	次長	リーダー	担当	合議
決裁	西田	豊岡市議会		井上	内閣

令和4年2月28日

養父市議會議長

西田 雄一様

議員氏名 田路之雄

政務活動概要報告書

政務活動の概要を下記のとおり報告いたします。

記

- 1 活動月日 令和4年2月15日(火) 13:30~16:00
- 2 活動場所 じばさんTAJIMA(住所: 豊岡市大磯町1-79)
- 3 活動者氏名 田路之雄
- 4 活動内容 自治体議会特別セミナーin豊岡 受講
「議員の資質の向上と議会運営の基本」
自治体議会研究所 高沖秀宣先生

5 活動成果

- (1) 議会は、審議し、熟議する議事機関(憲法93条1項)として、地方自治法(第96条第1項)の議決権を有する。そして、首長(執行機関)に対し、専門的事項に係る調査を行い、政策提案を発揮することが大切である。(憲法上において、「二元代表制」が要請されている)
- (2) 議会は、首長とは、立場や役割が異なる「二元代表制」の意義を理解し、存在意義を発揮するとともに、けっして執行機関の追認機関ではなく、自治体意思の決定機関の自覚を持ち、戦略をもって政策提言できるようにしていく必要がある。
- (3) 議員力及び議会力を強化することにより、政策立案・政策提案を議員間で共有し、「二元代表制」を追及していくことが議会改革である。
- (4) 議会として、定例会の一般質問を全員協議会、議会運営委員会において評価し、一人の議員の問題提起を所管の常任委員会で議論し、執行機関側からの説明を受けながら、先進地視察も行い、委員会としての考え方をまとめて、委員会提案の政策条例とすることが出来れば良い。

